

更新申請手引き

この手引きはあなたの日本学校教育相談学会認定『学校カウンセラー』更新がスムーズにゆくためのマニュアルです。

日本学校教育相談学会認定『学校カウンセラー』は5年ごとの更新が必要です。

更新は学校カウンセラーが資質を維持していくために必要な実践・研修・研究を続けていることを確認するためのものです。

2016（平成28）年度より学校カウンセラースーパーバイザーによるスーパービジョン制度ができましたのでご活用ください。

◆ お渡しした書類は次の通りです。

更新申請書 （様式－1）

相談実践・研修・研究歴 （様式－2）

振込用紙 （ダウンロードされた場合は各自でご用意ください。）

更新申請書類の書き方

同封の書類に直接ご記入いただくか、ホームページからダウンロードの上ご記入ください。

【更新申請書】（様式－1）

(1) 写真添付欄には、縦3 cm・横2.5 cmの大きさのものをお貼りください。更新された後に登録証明書（IDカード）に使用します。

(2) 経歴・資格について

・学歴については最終学歴のみお書きください。

・学会役員歴

本学会での役員経験がある場合は、全国または支部名、年度、役職をご記入ください。

・取得資格

カウンセリグ、臨床心理学、教育心理学等の資格を指します。

例：『ガイダンスカウンセラー』・『公認心理師』・『臨床心理士』・『学校心理士』・『産業カウンセラー』・『教育カウンセラー』・『応用心理士』・『カウンセリング心理士』 等

(3) 更新ポイント

様式－2の「Ⅰ実践歴」「Ⅱ研修歴」「Ⅲ研究歴」のポイント数とその合計をお書きください。

更新には合計ポイント数10ポイント以上が必要になりますが、「Ⅱ研修歴」における本学会主催による研修会参加での2ポイント、もしくは、「Ⅲ研究歴」におけるA領域（本学会の活動領域）での2ポイントのどちらかは必ずお取りください。

【相談実践・研修・研究歴】（様式－2）

I 教育相談実践歴

学校教育相談実践活動について、認定取得後の5年間の実績をお書きください。

***1年間につき2ポイントとなります。**

【例】

年 度（西暦）	実 践 機 関 名	職 名	ポ イ ント
2021 年度～2025 年度	〇〇町立□□小学校	学級担任	1 0
2023 年度～2024 年度	△△市立□□中学校	スクールカウンセラー	4

II 教育相談研修歴

学校教育相談関係の研修（指導を含む）について、認定取得後の5年間のものをお書きください。

（1）講義や演習等の研修歴

この欄には、学校教育相談関係の研修会・講演会・ワークショップ・グループ体験学習等への参加（講師等も可）による研修を、120分程度のを5種類以内でお書きください。研修内容が明らかとなるもの（修了書ならびに研修プログラム等のコピー等）を添付願います。

***120分程度のもの1種類で2ポイントとなります。**

（2）スーパービジョン歴

この欄には、スーパービジョンや教育分析などによる研修をお書きください。

・本学会スーパーバイザーによるスーパービジョン ***1回が5ポイントとなります。**

※本学会認定委員会指定「スーパービジョンに係る領収書」がある場合は、様式－2の裏面に糊付けして添付してください。**更新決定後の更新料10,000円が5,000円になります。**

・本学会スーパーバイザー以外によるスーパービジョン ***1回が3ポイントとなります。**

III 教育相談研究歴

学校教育相談関係の研究活動について、認定取得後の5年間のものをお書きください。

研究とは、本学会または他学会の研究大会（総会）での研究発表や参加、研究紀要等への執筆を指します。内容が明らかになるもの（修了書・参加プログラム等のコピー等）を添付願います。

***ポイント数は下記のA、Bの分類で異なりますのでご注意ください。**

A：日本学校教育相談学会およびその支部における活動領域

B：その他の学校教育相談に係る団体における活動領域

（1）全国規模の研究大会への参加と、その研究会での研究発表等

No① 総会や研究大会への参加者	A：2ポイント	B：1ポイント
No② 研究大会での単独口頭発表者及び連名発表の筆頭者	A：4ポイント	B：2ポイント
No③ 研究大会での連名発表者（筆頭者以外）	A：3ポイント	B：1ポイント
No④ シンポジウム等の企画者・司会者・話題提供者・指定討論者	A：4ポイント	B：2ポイント
No⑤ 大会に伴う講演等の講師	A：5ポイント	B：3ポイント

【例】

年度（西暦）	No	分類	研究大会の名称等	参加の形態	ポ イ ント	添付書類番号
〇〇〇〇年度	②	B	日本カウンセリング学会	単独で研究発表実施	2	

(2)都道府県(政令指定都市)規模の研究会への参加と研究発表等

No①総会や研究会への参加者	A : 2 ポイント B : 1 ポイント
No②研究会での口頭発表者	A : 3 ポイント B : 2 ポイント
No③シンポジウム等の企画者・司会者・話題提供者・指定討論者	A : 3 ポイント B : 2 ポイント
No④大会に伴う講演等の講師	A : 4 ポイント B : 2 ポイント

【例】

年度(西暦)	No	分類	研究大会の名称等	参加の形態	ポイント	添付書類番号
〇〇〇〇年度	①	A	学校教育相談学会〇〇県支部	総会に参加	2	

(3)研究紀要等への執筆

No①学会・研究会の全国規模の研究紀要、研究誌等への発表	A : 4 ポイント B : 2 ポイント
No②学会・研究会の都道府県規模の研究紀要、研究誌等への発表	A : 3 ポイント B : 1 ポイント
No③学校教育相談に関する著作(書籍)	5 ポイント
No④関係雑誌への執筆	1 ポイント

* 著作物の写しを添えてください。(部分でもかまいませんが本人の氏名が記載されていること)

【例】

年度(西暦)	No	区分	著作物の名称等	発表の形態	ポイント	添付書類番号
〇〇〇〇年度	②	A	〇〇支部 研究紀要	不登校の事例を執筆	3	

審査の進め方と更新の決定

- (1) 認定委員会としては、更新はどなたでも日常、学校教育活動をなさっていれば無理なくポイントを取得でき得る範囲で更新規定を作成しました。
更新は自己申告が中心になります。書類が整わないからと諦めず申請してください。
- (2) 更新の審査は『書類審査』です。更新審査料は 10,000 円です。
書類が不備の場合は、証明書などについて問い合わせのご連絡を差し上げます。その際、再提出をお願いすることがあります。
- (3) 更新の決定は 3 月中旬を目処に通知いたします。
認定委員会より会長に更新審査結果を報告し、承認の後にご連絡いたします。
- (4) 更新決定の通知を受けた後に、更新料 10,000 円をお払い込みください。
- (5) 更新料は今後 5 年間の学校カウンセラーの研修や連携に使用するとともに、学校カウンセラーの社会的地位の確保・向上や本学会の充実・発展のために使われます。
- (6) 更新料の払い込みが確認された段階で新たな『学校カウンセラー登録証明書(IDカード)』を郵送いたします。また、学会誌『学校教育相談研究』に更新者名簿を記載します。

日本学校教育相談学会認定委員会

〒320-0857 宇都宮市鶴田 2-1-8 ムギショビル 2F
 栃木県カウンセリングセンター内
 TEL028-647-1717 Fax028-649-1213